

職員定期健康診断業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度職員定期健康診断業務委託

2 業務目的

労働安全衛生法の規定に基づき、焼津市職員に対し、健康診断を行うことにより、職員の健康を確保することを目的とする。

3 健康診断実施場所

焼津市役所本庁舎（焼津市本町二丁目16番32号）及び大井川庁舎（焼津市宗高900番地）

4 委託期間

契約日から令和7年9月30日

5 業務内容

次の各号に定める業務を行う。

- (1) 事前配布書類等作成
- (2) 健康診断
- (3) 健康診断結果報告
- (4) その他、市が必要と認める業務

6 健康診断受診対象者及び受診見込み人数

健康診断の受診対象者は、静岡県市町村職員共済組合員である市職員（正規職員及び会計年度任用職員）のうち市が指定するものとする。受診人数は別表1のとおり見込むものとする。

7 健康診断実施日及び会場

健康診断を実施する日程及び会場は別表2のとおりとする。

8 事前配布書類等作成

受診票等事前配布物の作成について、別紙1のとおり作成、提出すること。

9 健康診断

- (1) 検査項目は別紙2のとおりとする。
- (2) 胃部レントゲン検査は、本庁舎会場実施日の午前中に実施すること。
- (3) 受託者は、健康診断実施のために適正な医師、看護師その他従事者を配置すること。
- (4) 健康診断の会場の使用許可は市が行うものとする。
- (5) 健康診断の会場の設営、受付、誘導等の作業は受託者が行うこと。
会場設営における机及び椅子は、市が可能な限り用意するが、それ以外の健康診断に必要な資機材については、受託者が用意すること。
会場設営は、当日ごとに設営及び撤去を行うこと。
- (6) 検査用検体は健康診断実施日に健康診断の会場で受領するほか、健康診断実施日に提出できなかった受診者からの検体受領日を別途設定すること。
受託者は、検体受領日に本庁舎及び大井川庁舎にて検体の回収を行うこと。
- (7) 受託者は、健康診断の円滑な実施のため、あらかじめ市と協議して適切な実施計画を立てること。

10 健康診断結果報告

- (1) 判定は、A「異常なし」、B「有所見正常」、C「要経過観察」、D「要再検査」、E「要精密検査」、F「要受診」、G「要治療継続」とすること。
- (2) 各検査項目は、(1)のとおり判定すること。結果の判定基準・表記方法等については、人事課と調整すること。
- (3) 総合判定は法定項目をもとに判断すること。
- (4) 健診終了後、全受検者について、労働基準監督署報告用を含む市指定フォーマットで結果データ（エクセル形式）を提供すること。特定健診に関する問診・階層化等のデータを提供すること。また、静岡縣市町村職員共済組合に対しては、同組合の指定するフォーマットで提供すること。
- (5) 受診後3週間以内に、本人用と事業所用の結果通知を人事課に提出すること。
結果通知には今回の結果を記載し、基準値と検査結果についての説明も記載すること。
前年度の受託者が引き続き受託することとなった場合は、受託者が保有する前年度までの結果（最大で、連続する3年分）をあわせて記載すること。
所属、氏名のみわかるように窓あき封筒にて封入封緘し、所属ごとに分類のうえ、人事課に納入すること。
- (6) 結果票提出時に、受診者を受診した日付ごとに職員番号順に並べて掲載した一覧表（以下「受診者一覧表」という。）を作成し、人事課に提出すること。
なお、受診者一覧表には、職員番号・氏名・健診種別・受診日を記載することとする。
- (7) 緊急の受診が必要なものは、人事課に連絡すること。
- (8) 業務完了報告書及び請求書は、人事課と協議の上、事業所ごとに作成し提出すること。

11 その他

- (1) 別紙2のうち「静岡縣市町村職員共済組合実施項目」及び「共同実施項目」の検査業務については、受託者と静岡縣市町村職員共済組合との間で別途契約を締結するものとし、各項目の検査費用は別紙2のとおりとする。
- (2) 公益財団法人焼津市振興公社職員、焼津市議会議員及び日本赤十字社焼津支部職員の健康診断を、本件契約による健康診断とあわせて実施すること。
- (3) 上記(2)の健康診断あたり、受託者は、公益財団法人焼津市振興公社との間で、別途契約を締結すること。また焼津市議会議員及び日本赤十字社焼津支部職員には、健康診断に係る費用について別途請求すること。
- (4) 受託者は、健康診断の結果、特定保健指導の対象となった職員に対し、焼津市役所本庁舎において特定保健指導を実施すること。
特定保健指導業務については、受託者と静岡縣市町村職員共済組合との間で別途契約を締結するものとし、委託金額は契約当事者間で定めるものとする。
- (5) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、市の定める個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- (6) 受託者は、本契約終了後、5年間は当該情報を適切に管理・保存することとし、保存にあたっては、第三者が当該情報を閲覧できないような十分なセキュリティを確保すること。

別表 1

令和 7 年度健康診断 受診見込み人数

(人)

	検査項目	予定数量 (人数)
市 実 施 項 目	胸部エックス線	543
	視力・身長・体重	543
	血糖検査	543
	医師診察	543
	腹囲測定	543
共 通 実 施 項 目	血液学的検査	543
	生化学的検査	543
	血圧検査	543
	尿検査	543
	心電図検査	350
	聴力検査	350
共 済 組 合 実 施 項 目	生化学検査	543
	消化器検査 (便潜血反応検査)	320
	消化器検査 (胃部エックス線検査)	60
	(第 2 次スクリーニング) 循環器検査 (眼底)	60
	(第 2 次スクリーニング) 循環器検査 (心電図)	10
	C 型肝炎ウイルス検査	10

別表 2

令和 7 年度健康診断日程及び会場

日程		会場
令和 7 年 8 月 1 日 (金)	午前	本庁舎 1 階会議室
	午後	本庁舎 1 階会議室
令和 7 年 8 月 5 日 (火)	午前	本庁舎 1 階会議室
	午後	本庁舎 1 階会議室
令和 7 年 8 月 6 日 (水)	午前	本庁舎 1 階会議室
	午後	本庁舎 1 階会議室
令和 7 年 8 月 8 日 (金)	午前	大井川庁舎 1 階健診コーナー

別紙 1

事前配布物の作成について

1 健康診断受診票の作成

- (1) 市が提供する職員情報の電子データにより、受診者ごとに所属名、職員番号、氏名、性別、生年月日、年齢（4月1日現在）を記入すること。
- (2) 医師が次の問診項目について聞き取り、及び健診当日の健診項目が記入できる仕様のものであること。
問診項目①既往歴及び現病歴 ②家族歴 ③自覚症状 ④生活習慣
- (3) 心電図検査、聴力検査、便潜血反応検査、胃部エックス線検査、C型肝炎ウイルス検査の該当者には、受診票に該当検査が識別できるようになっていること。
- (4) 受診票の仕様について事前に市と協議し承認を得ること。

2 特定健康診査の標準的な質問票の作成

- (1) 市が提供する職員情報の電子データにより、受診者ごとに所属名、職員番号、氏名、性別、生年月日、年齢（4月1日現在）を記入すること。
- (2) 質問票は健康診断受診票に組み込んで良い。

3 封入封緘

- (1) 健康診断受診票、質問票及び検査容器は個人ごとに封入封緘すること。検査容器は受診者ごとに該当するもののみを封入すること。
- (2) 封をした状態で所属、氏名が確認できる状態とすること。

4 納入

- (1) 3により封入封緘したものを、所属ごとに分類し、人事課へ納入すること。ただし、学校給食センター職員分は学校給食センター（焼津市大島 1746 番地）へ直接納入すること。
- (2) 納入期限は、健診実施日 2 週間前までとする。

別紙2

検査項目

種別	検査項目	対象者	備考	検査費用 (単価)
市 実 施 項 目	胸部エックス線（直接）	全員		
	視力・身長・体重	全員		
	血糖検査	全員	空腹時血糖又は随時血糖	
	医師診察	全員		
	腹囲測定	全員		
共 同 実 施 項 目	血液学的検査	全員	血色素量・赤血球容積比・赤血球数・白血球数・平均赤血球容積・平均赤血球血色素量・平均赤血球血色素濃度	580 円
	生化学的検査	全員	ALT (GPT)・AST (GOT)・ γ -GT (γ -GTP)・LDL コレステロール・HDL コレステロール・尿酸・中性脂肪・血糖 (ヘモグロビン A1c)	4070 円
	血圧検査	全員		180 円
	尿検査	全員	糖・蛋白・潜血	270 円
	心電図検査	35 歳以上	最低 1 2 誘導	1,200 円
	聴力検査	35 歳以上	オーディオメーター検査	300 円
静 岡 県 市 町 村 職 員 共 済 組 合 実 施 項 目	生化学検査	全員	クレアチニン、総ビリルビン (T-BiL)、アルカリホスファターゼ (ALP)、総蛋白 (T-P)、アルブミン/グロブリン比 (A/G)	500 円
	消化器検査	35 歳以上	免疫学的便潜血反応検査 (2 日法)	850 円
	消化器検査	50 歳以上 (偶数年齢)	胃部エックス線検査	5,000 円
	(第 2 次スクリーニング) 循環器検査	血圧高値者	眼底検査	700 円
	(第 2 次スクリーニング) 循環器検査	35 歳未満の血圧高値者	心電図検査	1,200 円
	C 型肝炎ウイルス検査	40 歳職員、40 歳以上の新規採用職員		任意